

平成28年度 第2回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 平成28年11月16日（水） 午後3時から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中13名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄 下村 泰彦 丑野 正仁
北山 憲 出川 康二 清水 明治
古賀 秀敏 佐藤 一夫 畑中 政昭
大當 重彦（代理：皆川 和徳）
辻野 治彦 東口 正一 藤田 政明
（以上委員13名）

【欠席委員】 中井 正司 宮崎 吉二 高橋 妙子

【傍聴者】 なし

【日 程】 付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）
付議第2号 南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）
報告第1号 高石市立地適正化計画の策定について
その他

【確認事項】 副市長より、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）及び南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）についての付議書が提出された。

【答申事項】 付議第1号に対しては、欠席委員3名を除く委員13名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。付議第2号に対しては、欠席委員3名を除く委員13名の同意の上、付帯意見をつけて原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・ 付議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）

（会 長）事務局からの説明について、ご意見、ご質問はあるか。特にないようであれば、原案どおりに答申をさせて頂くということによいか。

＜全員 異議なし＞

（会 長）付議第1号については、原案どおり答申することとする。

・ 付議第2号、南部大阪都市計画公園の変更（案）（高石市決定）

（委 員）前回の審議会においてもご報告いただき、基本的には賛成である。審議会とは直接関係ないかもしれないが、今後、用地買収などの公園整備事業を進めるには、市として財政的な問題が大きくなると思う。高砂公園については都市計画を廃止したとしても、都市公園法第16条の規定により蓮池公園が完成しないと都市公園の廃止は認められない。従来、公園等を整備する場合には土地開発公社が先行買収を行っていたが、今回は土地開発公社により用地買収をすることはできず、年度毎に予算を組んで用地買収をしなくてははいけない。蓮池公園に公園機能を移した後に高砂公園を廃止するということになる、何年後になるかわからない。

都市計画を廃止した段階で公園の一部を売却し、それを財源として蓮池公園の整備を進めるということが可能であれば財源的にも事業が進みやすくなると思う。都市公園法第16条については担当が大阪府なのか国のかかわからないが、ぜひ特例を認めて頂き、早期に財源等の裏付けを取ったうえで用地買収に迅速に対応して頂くという形をとってはどうか。これは審議会の仕事ではないと思うが、審議会からの意見として、そういう付帯意見をつけて頂きたい。

（会 長）審議会としては、都市計画上施設がどうあるべきかについて議論をすることになるが、委員から発言のあったように、これは都市計画の観点というよりは、行政運営上の問題であると思う。

今回、そういう意見を付けると、今後の付議案件についても同じ問題が起こる恐れがあり、審議会からの意見としては少し外れるような気がするが、他の委員のご意見はどうか。

(委員) 移設先の蓮池公園が完成されて初めて移転ということになると高砂公園の廃止までには相当の時間がかかる。何とか早く整備をして頂きたい。蓮池公園において野球場2面の整備だけは至急整備する努力をして頂き、それが移転できたら高砂公園の廃止が可能ということではいけないのか。

(事務局) 都市公園については、確かに都市公園法第16条の中でみだりに廃止してはならないという大原則がある。代替となる都市公園の設置については、公園を供用開始することが法律でいう設置にあたるため、やはり蓮池公園を整備しなければ高砂公園は廃止できない。先に野球場2面を整備するというご意見があったが、市の方でも1期工事として野球場2面と駐車場等を整備したいと考えており、そのうえで、高砂公園の廃止ができると考えている。

(委員) 移転先に、子供たちが利用している野球場の部分だけでも先行して整備し、高砂公園を廃止できるようにしっかりと大阪府と協議をして頂きたい。できるだけ早く高砂公園を廃止することが蓮池公園の早期完成にもつながると思うので、付帯意見については反対するものではない。

(会長) 都市計画決定を行うと地権者の権利について長期に制限をかけることになることから、大阪府の指導もあり、府内においては未整備の都市計画道路の廃止や変更などの見直しはここ数年で進んだ。とにかく早期に公園を整備すべきというのが皆さんのご意見であると思う。財源確保や事業手法について審議会から意見を付けるのはなじまないと思うので、公園機能の確保、維持のため、計画の早期実現に努められたいという文言を審議会からの付帯意見として、原案のとおり認めるという方法ではどうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 事務局から意見はあるか。

(事務局) 早急に蓮池公園の整備をするということについては市民の皆様からもそういう声が出ている。蓮池公園の整備について、まずは事業認可の取得を最優先手続として進めていきたい。

(会長) それでは、答申においては公園機能の確保、維持のため、計画の早期実現に努められたいという付帯意見を付けたうえで原案のとおり答申をさせて頂く。

・報告第1号、高石市立地適正化計画の策定について

(会 長) 高石市においては、昨年度人口ビジョンと総合戦略の計画を策定されており、進んでいく人口減少や高齢化に対して、具体的にどういった施策で課題に対応していくかということを確認している。

一方で、人口が増加している時に拡大させた市街地については、急激に少子高齢化が進み人口密度が低下すると機能が上手く働かないことがあるため、市街地のあり方について、見直す必要があるのではないかと考えられている。そういうことを踏まえ、幾つかの都市でも進められているように、高石市においても立地適正化計画を立案することは望ましいと思う。

それについて、委員の皆さんからご承認いただき専門部会を立ち上げて、そこで議論をしているので、専門部会の部会長からご報告いただきたい。

(部会長) 立地適正化計画については専門部会を設けさせて頂き、7月と10月の2回、専門の先生方にお集まり頂いて慎重に議論を進めてきた。様々な社会的背景により、都市計画においても都市機能の誘導を進める地域と、居住地として進める地域の大きな2つの方向性を示すべきだということである。詳細については事務局から説明をさせて頂きたくので、審議会においても忌憚のないご意見をお願いしたい。

<事務局より高石市立地適正化計画について説明>

(会 長) 部会長と事務局から立地適正化計画の概要についてご説明いただいたが、ご意見はあるか。

(委 員) 2点お伺いをさせて頂きたい。

1点目であるが、今年の2月に大阪府の専門部会により、堺から泉大津の堺泉北臨海工業地帯における巨大地震に関する被害想定を検討されており、それによると高圧ガスタンクが漏れて爆発した際のことを想定して出されている。3キロにわたって放射熱が届き、あるいは窓ガラスも1割程度が割れるとなっているが、この計画ではそのリスクが検討されていない。災害リスクを一定の対策により回避することは可能であると考えことから居住誘導区域から外さない方向で検討するという説明であったが、ここでいう災害リスクは浸水だけである。大阪府の専門部会によると、高圧タンクの爆発については、浜寺公園の木陰や建物で遮断ができるということも

言われている。爆発や火災については、未確定な部分もあると思うがどのような対策をとるのか。この計画では臨港地区を生涯学習交流区域としているので、化学コンビナートによる特別の防災対策をどうするのか考えておく必要があると思う。

2点目であるが、生涯学習交流区域は、市独自で都市機能誘導区域とするということであるが、法律の中で市独自で誘導区域を設定することが認められているのか。また、何を誘導されるのか、本当にその施設が臨港地区で建設可能なのか、そういう危険性のある場所に民間からの投資が可能なのかということについて、お聞かせ頂きたい。

(事務局) まず、1点目の臨海工業地帯の地震の想定被害についてであるが、立地適正化計画を策定する中で考える必要があるとされているものの中に、工場の爆発による被害想定についての定めがないため、専門部会でも議論になっていない。土砂災害や津波の特別警戒区域などについては居住誘導区域から外すようになっており、また、浸水区域などについては、そういうことを計画の中にしっかりと明示することで誘導区域の中に入れられるという理解をしている。

2点目について、生涯学習交流区域という市独自の区域を立地適正化計画の中に入れられるのかということであるが、これについては専門部会でもご議論いただいた。まず、この計画の制度においては、居住誘導区域が設定できるところにしか都市計画誘導区域を設定できないため、生涯学習交流区域としている区域には都市機能誘導区域を基本的に設定できない。もしこの区域を都市機能誘導区域とする場合については、防潮堤の外側であり安全への対策を促すよう明記しなさいということで専門部会からご意見をいただいている。立地適正化計画の中でうたえることについては限界があるが、そういった旨も併記しながら、ここを生涯学習交流区域として指定している。市独自の区域というのは、臨港地区の部分に何らかの都市機能を誘導することができれば高師浜線の活性化につながるのではないかと考えたものである。

(委員) 爆発については法の定めがないため検討しなかったという説明であったが、臨海工業地帯が西側にあるということは他市にない高石市の特徴であるので、その部分はやはり検討するべきではないかと思うので、ぜひお考え頂きたい。

市独自の生涯学習交流区域についても、高師浜線の活性化を図るのは行政の課題であると思うが、この場所は居住誘導区域ではないため、少し無理があるのではないか。住めない場所に人を集めて本当によいのか。

専門部会でもこの部分が随分議論されたようであるが、高石市の地域活性化のためということではなく、安全な行政区域として高石市に住んでもらえるよう、発展する計画にして頂きたい。

(会 長) 説明のあったスケジュールによると、専門部会はまだ2回開催しており、今後開催予定がないが、もう一度開催してご検討頂くということは可能か。

(事務局) これからもう一度専門部会を開催するというのは日程的に難しいが、内部での検討は可能であると思う。委員からご指摘いただいている臨海の高圧タンクの爆発については、市内の大きな範囲で被害を受けることになると思うので、それを検討に含めるかどうかはまず議論の最初にあると思う。

(会 長) この件については、この場で議論して答えを出すのは難しいと思う。次回でもかまわないので、意見についてはこういう形で対応したいというようなことを報告いただかないと議論のしようがない。

(事務局) 次回2月に付議をさせて頂く予定であるので、そこには何かしらの検討を行ったうえで報告、付議ということにさせて頂きたい。

(会 長) 今回は付議であるので、審議会からは答申をすることになる。議論が終わらないままの状態になると答申にも影響が出るので、委員の皆さんから出ている意見については事務局から先に回答しておいていただいている方がよい。

今回、意見としていただいたのは専らリスクについての内容であったが、他に高齢者対策についてはネガティブな内容が並んでいるので、もう少しポジティブなものを考えると機能、施設も変わるのではないかとすることも考えられる。市域間には福祉バスしか通っていないが、福祉バスというと元気な人が乗ってはいけないという意識があるので、もっと元気な人が行き来できるようなものについても考えた方がよいかもしれない。

まだ委員の皆さんがお持ちの意見もあるかもしれないので、改めて委員からの意見を伺ったうえで一度庁内で議論を行い、また必要があれば個別でもいいので専門部会の委員からご意見をいただき、次回の審議会でも委員の皆さんに説明の上、付議をお願いしたい。

2月の付議に向けてということであれば時間的にはタイトであるので、委員の皆さんからご意見を頂くのも11月中が限界になると思う。パブリックコメントについては市民の皆さんにご意見を頂くよう進めて頂き、ここの審議会のご質問、ご意見については、その対応をパブリックコメントと同じ時期に返していただいて、次回の付議の際にはパブリックコメントと、委員の皆さんにお返しした内容を合わせて最終決定をするという進め方でどうか。

(委員) それでよいと思う。

(会長) 事務局のスケジュールもタイトであると思うが、それで対応できるか。

(事務局) わかりました。

(会長) 他に何かあるか。

(事務局) この計画については、会長からも最初にご紹介があったように、将来的に人口が減少したり高齢化が進むという中で、分散している都市機能のある一定集約して行政活動を維持していくということである。立地適正化計画の策定にあたっては、2年をかけて都市構造やアクセス性等を評価し、審議会や専門部会にもご協力頂きながら検討を進めているが、その中でたびたび議論に上がるのが、これ以上小さくまとめてコンパクトにすると、より不便になるのではないかということである。それも含めて、立地適正化計画をいかに策定するのかという中で、基本的には、都市の区域は現状を維持するという事になっている。誘導施設を駅前に位置づけ、市外から人口を呼び込み、人口のバランスを保つことで、高石市の都市の特徴を最大に活かせるものにしようと考えている。市内は福祉バスだけが運行しているというお話があったが、これについてはデータを整理する中で、自転車で移動されている方の割合が多いという結果が出たこともあり、その特徴をそのまま生かした形の計画となっている。

(会長) 高石市ぐらいの規模であれば立地適正化計画を策定しないところも恐らくあると思う。ただ、この計画によると、拠点化や施設の配置の見直しができるので計画してみたほうがよいということであると思う。高石市には高石市の特徴があるので、その特徴をもっと活かして住みやすい、住んでみたいまちにするべきだろうということは間違いない。現状では移動に自転車を利用する人の割合が多いからという考えが少し気になる。別の場でも議論になることがあるが、高齢者でも今は自転車に乗れるからよいが、10年後には乗れなくなるという意見もあるので、何か考えておく必要があるのではないかということである。自転車を主な交通手段とするのであれば、自転車が通行できる道路の整備であるとか、自転車を活用したペロタクシーなどの導入もあるかもしれない。

どこにどういった拠点を置き、どういう施設を整備し、どういう形で結ぶのかということを考えていくと、現状はそれでよいかもしれないが、50年後にはどうあれ

ばよいかということも含めて考える方がよいと思う。

事務局の意向は理解できたので、事務局にはできるだけ早い時期に委員のみなさんからのご意見を聞いて頂き、それに対して事務局なりに議論頂いたうえで、次回の審議会までにその答えを皆さんに返しておいて頂くという形でお願いしたい。

【午後 1 6 時 4 0 分閉会】